

看板等の広告主、所有者および新設・改修をご検討中の皆様へ

**看板（屋外広告物）は建築基準法に適合させる必要があります！
下記基準に適合していないものは早急に是正してください！**

建築基準法第64条（看板等の防火措置）

防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、**建築物の屋上に設けるもの**又は**高さ3mを超えるもの**は、その主要な部分を**不燃材料で造り、又は覆わなければなりません**。

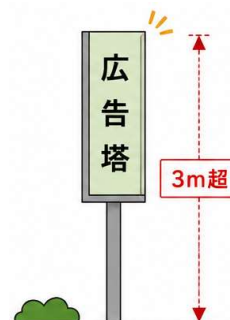
ただし、**はり紙、はり札、広告旗、立看板、懸垂幕等の簡易な広告物は対象外**とします。

防火措置の対象となるもの



① 建築物の屋上に設けるもの

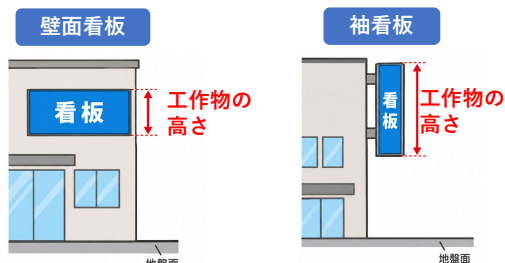
※屋上に設けるものは、広告物の高さに関係なく**対象**となります。



② 高さ3mを超えるもの

※広告物の高さが3mを超えるものであれば、**袖看板**や**壁面看板**も**対象**となります。

高さの取り方について



袖看板、壁面看板の高さは地盤面からではなく**工作物自体の高さ**とします。

必要な措置

【不燃材料で**造る**】
表面の仕上げ材だけでなく、内部の下地や骨組も不燃材料で構成する

又は

【不燃材料で**覆う**】
表面の仕上げ材のみを不燃材料とし、下地までは不燃化を問わない

※**不燃材料**は建築基準法第2条第九号に定めるものを使用して下さい。

防火措置の対象外のもの



※上記の広告物の定義については、岡山市ホームページに掲載している、「Ⅰ 屋外広告物の解説」をご確認ください。

防火地域内外のご確認についてはこちら
「岡山市都市計画情報システム」
<http://oup2.city.okayama.jp/asp/index.html>



簡易な広告物のご確認についてはこちら
「Ⅰ 屋外広告物の解説」
<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000012/12130/000287148.pdf>



<お問い合わせ先>
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所 岡山市都市整備局 住宅・建築部
建築指導課 審査係 ☎086-803-1446
(平日(年末年始を除く) 8:30~11:45 13:00~16:45)

裏面もご確認ください→

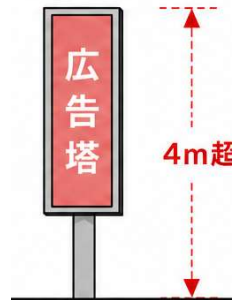
建築基準法第88条（工作物への準用）

高さが4 mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するものは、**建築確認申請が必要**です。
ただし、**袖看板、壁面看板**については建築基準法第88条の準用工作物としては扱いません。

確認申請が必要となるもの

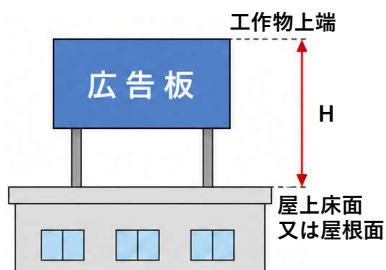


$H \leq 4\text{ m}$
確認申請は**不要**

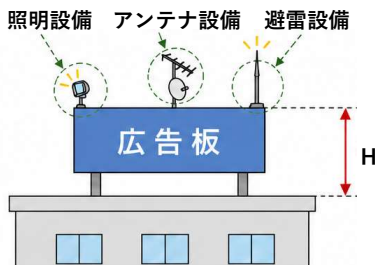


$H > 4\text{ m}$
確認申請が**必要**

高さの取り方について



建築物上部に設ける場合、高さ(H)の取り方については、屋上床面又は屋根面から工作物上端までとします。



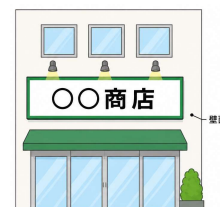
工作物に付属する照明設備等の構造上軽微な部分は高さ(H)に含みません。

確認申請が不要な工作物



袖看板

建物の壁面から突き出して取り付けられた看板



壁面看板

建物の壁面に直接取り付けられた看板

※確認申請が不要であっても、前ページの高さが**3 mを超えるものは防火措置が必要**です。

建築基準法の取扱いについてはこちら
「岡山市建築基準法取扱基準の公表について」
<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000033222.html>



＜お問い合わせ先＞
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所 岡山市都市整備局 住宅・建築部
建築指導課 構造審査係 ☎086-803-1447
(平日(年末年始を除く) 8:30~11:45 13:00~16:45)